

食安輸発0530第7号
平成25年5月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年5月30日付け食安輸発0530第3号）にて通知したところです。

今般、自治体における食中毒の原因調査において、韓国産養殖ひらめより、*Kudoa septeimpunctata* の孢子数が 1.0×10^6 個/g を超えて検出されたことから、下記1の養殖業者を上記通知の別表8に追加します。また、韓国政府から報告があったことから、下記2の養殖場を別表8から削除します。

併せて、韓国政府よりひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表19を別添のとおりとしますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、本日までに発行された韓国政府の証明書については、従前のリストを適用しても差し支えないこととします。

記

1. 追加

養殖業者名	登録番号
SSANGDUNG-1水産	K-F-CJ-042

2. 削除

養殖業者名	登録番号
元陽水産	K-F-CJ-021
宇成水産	K-F-CJ-045
東寶水産	K-F-CJ-072